

宮医発第 980 号
令和 3 年 8 月 30 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

院内感染に関する注意事項と発生時の対応について

宮城県は、令和 3 年 8 月 27 日から、緊急事態宣言発令となりました。感染者の急増に伴い、先生方の精神的、肉体的負担も増加しているとお察し申し上げます。

さて、デルタ株の強力な感染力に伴い、院内感染の危険性も高まっております。各医療機関では、様々な防止策を講じていると存じますが、なお一層の予防をお願い致します。ここで、最近発令された通知などを基に院内感染防止について考え、併せて万一院内感染が起こった時の対処方法についてもご連絡いたします。

1. 看護師など医療従事者が濃厚接触者と認定された時、ワクチンの 2 回接種後 2 週間以上経過していて無症状の場合は、毎日 PCR 検査や抗原定量検査（止むを得ない場合は抗原定性検査）を施行して陰性であるという条件下、勤務可能となっております（(健Ⅱ256F) 令和 3 年 8 月 16 日付、(健Ⅱ266F) 令和 3 年 8 月 18 日付）。ただし、以前は 2 週間待機となっており、自院に合わせた取り組みが必要です。
2. 入院患者に対する PCR 検査（抗原定量検査、抗原定性検査等）については、全例行うべきだという意見が多いですが、保険請求に関しては意見が分かれるところであり、全例請求の医療機関とそうでないところもあり、微妙なところです。ご意見、情報があればよろしくお願い致します。
3. 外来患者についても、診察時には発熱がなくても、処置中（点滴時など）に発熱がみられるなど疑わしい場合は、抗原定性検査などを迅速にすべきと考えます。
4. 不幸にして院内感染が起こった場合、まず所轄の保健所に届けてください。そして保健所の指示を仰いでください。場合により、県庁感染制御支援チームが指導に伺います。

5. 感染症発生時経営支援補助金（県単独事業）は、宮城県医師会と県が協力して構築した補助金です（別紙参照）。実際には、これでも不足しますが、このような補助金もありますので、万一の場合にはご活用ください。疑義などがあれば、宮城県医師会や宮城県保健福祉部医療政策課地域医療第一班にお問い合わせ願います。

以上ご連絡申し上げます。

担当：宮城県医師会事務局 総務課

TEL：022-227-1591

FAX：022-266-1480

令和3年8月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である
濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

今般、東京都をはじめ新型コロナウイルス感染症患者が急増している地域において医療提供体制を確保するための緊急的な対応として、同感染症対策に従事する医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、同感染症対策に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされ、本会に対しても周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。なお、同感染症対策に従事する医療従事者以外の関係者についての考え方については追って示すとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【要件】

- 同感染症対策に従事する医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、同感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を感染経路とする同感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

事 務 連 絡
令和3年8月13日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する対応につきまして

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応につきまして、今般、事務連絡を発出いたしました。
つきましては、内容を御了知いただくようよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月13日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する
外出自粛要請への対応について

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、新型コロナウイルス感染症対策に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者以外の関係者についての考え方については追ってお知らせします。また、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

記

【要件】

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること²。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を感染経路とする新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

以上

² 医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

令和3年8月18日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（改訂）

標記の医療関係者である濃厚接触者に対する自粛要請への対応については、令和3年8月16日（健Ⅱ256F）における「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」をもって、連絡しているところです。

今般、当該事務連絡の一部が改訂されたことについて、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て通知がなされ、本会にも周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

主な改訂内容	改訂前	改定後
要件	新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者であること	<u>他の医療従事者による代替が困難な</u> 医療従事者であること
不要不急に当たらない範囲	新型コロナウイルス感染症対策に従事すること	<u>医療に従事すること</u>

※当該対応による影響や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しが行なわれるとのことです。

※注意事項として「感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に対しては、格段の配慮を行うこと」「検査期間は最終曝露日から14日間であること」「原則として行政検査として実施することが望ましい」等の文言が追加（改訂部分は下線表示あり）されました。詳細は以下の通知本文をご参照ください。

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 18 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け事務連絡）にてお示ししたところですが、今般、当該事務連絡を修正いたしました。

つきましては、内容を御了知いただくようよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月13日
(令和3年8月18日一部改正)

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について
(改訂部分は下線部分)

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いし、きていているところであり⁴原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

² 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf> 記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

感染症発生時経営支援補助金（県単独事業）

R3.7.1
地域医療第一班

■事業目的

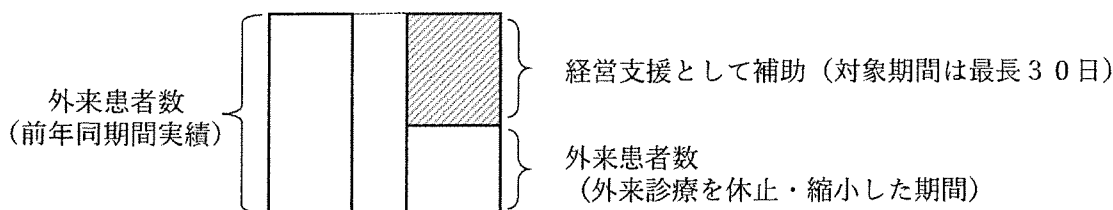
発熱患者等の診療・検体採取を行う診療・検査医療機関等において、新型コロナウイルス感染症の患者等が発生し、外来診療・入院診療の休止・縮小を余儀なくされた場合に補助金を交付することにより、経営支援を行うもの。（R2～継続：臨時交付金）

■事業内容

(補助対象) 県が指定した診療・検査医療機関のうち、次の要件に合致すると県が認めた医療機関
 (補助要件) 医療機関の患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者又は濃厚接触者となったことに伴い、外来診療を休止・縮小した場合
 ※診療・検査医療機関の指定後であれば遡及して適用する

(補助内容) 減少した患者数 × 13,500円（外来） or 37,000円（入院） × 2/3

<外来分のイメージ>



種別

外来診療 (R3.2.5拡充)

入院診療 (R3.2.5新設)

診療・検査医療機関

(発熱患者の診療・検体採取を行う医療機関。県が指定)
R3.3.3時点で556施設

後方医療機関

(退院基準を満たした患者の転院搬送を受け入れる医療機関)
R3.3.3時点で50施設

指定医療機関・入院協力医療機関

R3.3.3時点で22施設

・陽性患者又は濃厚接触者が発生し、
 ・「休止・縮小により減少（対前年比較）した外来患者数」 × 13,500円 × 2/3

【R3.1.8先行実施】

(拡充)
 指定医療機関、入院協力医療機関も対象に加える。
 後方医療機関については、診療・検査医療機関の指定を受けている施設に限る。

(新設)

・陽性患者が発生し、
 ・「感染拡大防止のために新規入院を制限又は患者を転院させる等入院診療を縮小したことにより減少（対直近比較）した延べ入院患者数」 × 37,000円 × 2/3
 ・上限額
 病院 1,000万円
 診療所 500万円